

新潟県病院局管理規程第2号

新潟県立新発田病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月22日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県立新発田病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規程

新潟県立新発田病院附属看護専門学校学則（昭和50年新潟県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

学則新旧対照表

新	旧
<p>新潟県立新発田病院附属看護専門学校学則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・<u>第2条</u>）</p> <p>第2章 課程、定員及び修業年限（<u>第3条—第5条</u>）</p> <p>第3章 学年、学期及び休業日（<u>第6条・第7条</u>）</p> <p>第4章 教育課程及び履修方法等（第8条—第12条）</p> <p>第5章 <u>入学、転入学、休学、復学、退学及び除籍</u>（第13条—第22条）</p> <p>第6章 卒業等（第23条・第24条）</p> <p>第7章 <u>授業料等</u>（第25条・<u>第26条</u>）</p> <p>第8章 <u>職員組織及び会議</u>（<u>第27条・第28条</u>）</p> <p>第9章 <u>学生の健康管理</u>（<u>第29条</u>）</p> <p><u>第10章 図書管理</u>（<u>第30条</u>）</p> <p><u>第11章 賞罰</u>（第31条・第32条）</p> <p><u>第12章 補則</u>（第33条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 （目的）</p> <p>第1条 新潟県立新発田病院附属看護専門学校（以下「学校」という。）は、<u>豊かな人間性と看護に関する幅広い能力を持った看護の実践者として、新潟県内の保健・医療・福祉施設や地域において活躍できる人材を育成することを目的とする。</u></p> <p>（位置）</p> <p>第1条の2 学校を新発田市本町1丁目2番8号に置く。</p> <p><u>（自己点検・評価）</u></p> <p><u>第2条 学校は、その教育の水準の向上を図り、学校の目的を達成するため、教育活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制については、別に定める。</u></p> <p>第2章 課程、定員及び修業年限 （課程及び学科）</p> <p><u>第3条 学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第124条に規定する専修学校として、次の課程及び学科を置く。</u></p>	<p>新潟県立新発田病院附属看護専門学校学則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・<u>第1条の2</u>）</p> <p>第2章 課程、定員及び修業年限（<u>第2条—第4条</u>）</p> <p>第3章 学年、学期及び休業日（第5条—第7条）</p> <p>第4章 教育課程及び履修方法等（<u>第8条—第12条</u>）</p> <p>第5章 入学、退学及び休学（第13条—第22条）</p> <p>第6章 卒業等（第23条・第24条）</p> <p>第7章 <u>授業料等</u>（第25条—<u>第27条</u>）</p> <p>第8章 <u>職員組織及び会議</u>（<u>第28条・第29条</u>）</p> <p>第9章 <u>健康管理</u>（<u>第30条</u>）</p> <p>第10章 賞罰（第31条・第32条）</p> <p>第11章 補則（第33条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 （目的）</p> <p>第1条 新潟県立新発田病院附属看護専門学校（以下「学校」という。）は、<u>看護師になろうとする者に必要な知識及び技術に関する専門教育を行うことを目的とする。</u></p> <p>（位置）</p> <p>第1条の2 学校を新発田市本町1丁目2番8号に置く。</p> <p>第2章 課程、定員及び修業年限 （課程及び学科）</p> <p><u>第2条 学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第124条に規定する専修学校として、次の課程及び学科を置く。</u></p>

<p style="text-align: center;">専門課程 看護科 3年課程 (定員)</p> <p>第4条 学校に在学する者（以下「学生」という。）の定員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1学年の定員は、40人とする。</p> <p>(2) 1学年の学級数は、1学級とする。</p> <p>(3) 総定員は、120人とする。</p> <p>(修業年限及び在学年限)</p> <p>第5条 学生の修業年限は、3年とする。</p> <p>2 学生の在学年限は、6年とする。</p> <p>第3章 学年、学期及び休業日 (学年及び学期)</p> <p>第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p><u>2 学年を次の2期に分ける。</u></p> <p>(1) 前期 4月1日から9月30日まで</p> <p>(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第7条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 季節休業 1年を通じ、11週間とする。</p> <p>2 <u>校長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更することができる。</u></p> <p>3 第1項に定めるもののほか、<u>校長は、臨時に休業日を定めることができる。</u></p> <p>第4章 教育課程及び履修方法等 (教育課程並びに授業科目及び単位数)</p> <p>第8条 教育課程並びに授業科目及び単位数は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>(単位の計算方法)</p> <p>第9条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。</p> <p>(1) <u>講義及び演習 15時間から30時間までの範囲で当校が定める時間をもって1単位とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(2) <u>臨地実習 30時間から45時間までの範囲で当校が定める時間をもって1単位とする。</u></p> <p>(単位の認定)</p> <p>第10条 <u>校長は、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得している者に</u></p>	<p style="text-align: center;">専門課程 看護科 3年課程 (定員)</p> <p>第3条 学校に在学する者（以下「学生」という。）の定員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1学年の定員は、40人とする。</p> <p>(2) 1学年の学級数は、1学級とする。</p> <p>(3) 総定員は、120人とする。</p> <p>(修業年限及び在学年限)</p> <p>第4条 学生の修業年限は、3年とする。</p> <p>2 学生の在学年限は、6年とする。</p> <p>第3章 学年、学期及び休業日 (学年)</p> <p>第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(学期)</p> <p>第6条 学年を次の2期に分ける。</p> <p>(1) 前期 4月1日から9月30日まで</p> <p>(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第7条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 季節休業 1年を通じ、<u>11週間（夏期6週間、冬期2週間、学年末3週間）</u></p> <p>2 <u>学校長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更することができる。</u></p> <p>3 第1項に定めるもののほか、<u>学校長は、臨時に休業日を定めることができる。</u></p> <p>第4章 教育課程及び履修方法等 (教育課程並びに授業科目及び単位数)</p> <p>第8条 教育課程並びに授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。</p> <p>(単位の計算方法)</p> <p>第9条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。</p> <p>(1) <u>講義及び演習 15時間から30時間までの間の時間数</u></p> <p>(2) <u>実験、実習及び実技 30時間から45時間までの間の時間数</u></p> <p>(3) <u>臨地実習 45時間</u></p> <p>(単位の認定)</p> <p>第10条 <u>学校長は、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得している者</u></p>
--	---

<p>所定の単位を与える。</p> <p>2 前条第1項の単位認定に際し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(成績の評価)</p> <p>第11条 成績の評価は、<u>S</u>、A、B、C及びDの評語をもって表し、<u>S</u>、A、B及びCを合格とする。</p> <p>2 その他成績の評価に関する事項は、別に定める。</p> <p>(入学前の既習得単位等の認定)</p> <p>第12条 <u>校長</u>は、学生が学校に入学する前に他の大学等で履修した授業科目について修得した単位を入学後の本校における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。</p> <p>2 前項の規定により履修したものとみなすことのできる単位数は、総取得単位数の2分の1を超えないものとする。</p> <p>第5章 入学、<u>転入学</u>、<u>退学</u>、<u>休学</u>、<u>復学</u>、<u>及び除籍</u></p> <p>(入学の時期)</p> <p>第13条 入学の時期は、学年の始めとする。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第14条 学校に入学することのできる者は、学校教育法第90条第1項の規定に該当する者とする。</p> <p>(志願の手続き)</p> <p>第15条 入学を志願する者は、指定の期日までに所定の書類に新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号。以下「条例」という。）第5条に規定する入学考査料を添えて<u>校長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定に関し必要な事項は、<u>校長</u>が別に定める。</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第16条 入学者の選考は、入学者選考試験により行う。</p> <p>2 入学者選考試験の実施その他学生の募集について必要な事項は、その都度病院局長が定める。</p> <p>(入学の手続き及び入学の許可)</p> <p>第17条 入学者選考試験に合格した者は、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、条例第5条の2第1項に規定する入学料を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>校長</u>は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。</p> <p>(転入学)</p> <p>第18条 <u>校長</u>は、他の看護系大学又は3年課程の看護専門学校に在学している者で本校への転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、病院局長の許可を得て、転入学を認めることができる。</p> <p>2 前項で入学を許可された者の、既に履修した授業科目並びに単位数の取扱い及び在学すべき年数等については、<u>校長</u>が決定する。</p> <p>(退学)</p>	<p>に所定の単位を与える。</p> <p>2 前条第1項の単位認定に際し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(成績の評価)</p> <p>第11条 成績の評価は、A、B、C及びDの評語をもって表し、A、B及びCを合格とする。</p> <p>2 その他成績の評価に関する事項は、別に定める。</p> <p>(入学前の既習得単位等の認定)</p> <p>第12条 <u>学校長</u>は、学生が学校に入学する前に他の大学等で履修した授業科目について修得した単位を入学後の本校における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。</p> <p>2 前項の規定により履修したものとみなすことのできる単位数は、総取得単位数の2分の1を超えないものとする。</p> <p>第5章 入学、<u>退学</u>及び<u>休学</u></p> <p>(入学の時期)</p> <p>第13条 入学の時期は、学年の始めとする。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第14条 学校に入学することのできる者は、学校教育法第90条第1項の規定に該当する者とする。</p> <p>(志願の手続き)</p> <p>第15条 入学を志願する者は、指定の期日までに所定の書類に新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号。以下「条例」という。）第5条に規定する入学考査料を添えて<u>学校長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定に関し必要な事項は、<u>学校長</u>が別に定める。</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第16条 入学者の選考は、入学者選考試験により行う。</p> <p>2 入学者選考試験の実施その他学生の募集について必要な事項は、その都度病院局長が定める。</p> <p>(入学の手続き及び入学の許可)</p> <p>第17条 入学者選考試験に合格した者は、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、条例第5条の2第1項に規定する入学料を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>学校長</u>は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。</p> <p>(転入学)</p> <p>第18条 <u>学校長</u>は、他の看護系大学又は3年課程の看護専門学校に在学している者で本校への転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、病院局長の許可を得て、転入学を認めることができる。</p> <p>2 前項で入学を許可された者の、既に履修した授業科目並びに単位数の取扱い及び在学すべき年数等については、<u>学校長</u>が決定する。</p> <p>(退学)</p>
---	--

<p>第19条 退学しようとする者は、<u>校長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(休学及び休学の期間)</p> <p>第20条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き3月以上修学することができない者は、<u>校長</u>の許可を得て休学することができる。</p> <p>2 疾病のため休学を願い出る者は、医師の診断書を提出しなければならない。</p> <p>3 休学期間は、1年以内とする。ただし特別の理由のある場合は、<u>校長</u>の許可を得て、1年を限度として休学期間を延長することができる。</p> <p>4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。</p> <p>5 休学期間は、第5条第2項に規定する在学年限に算入する。</p> <p>(復学)</p> <p>第21条 休学した者は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、<u>校長</u>の許可を得て復学することができる。</p> <p>(除籍)</p> <p>第22条 <u>校長</u>は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、除籍させることができる。</p> <p>(1) 第5条第2項に規定する在学年限を超えた者</p> <p>(2) 第20条第3項に規定する休学期間を超えた者</p> <p>(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者</p> <p>(4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者</p> <p>第6章 卒業等</p> <p>(卒業の要件)</p> <p>第23条 <u>学校を卒業するためには、学生は次の各号をいずれも満たさなければならない。</u></p> <p><u>(1) 学則第5条に定めるとおり、修業年限が3年以上6年以内であること。</u></p> <p><u>(2) 学則第8条に定める授業科目の所定単位数を修得していること。</u></p> <p><u>(3) 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えていないこと。</u></p> <p>(卒業)</p> <p>第24条 前条に定める卒業要件を満たした者については、卒業認定会議を経て、<u>校長</u>が卒業を認定する。</p> <p>2 <u>校長</u>は、卒業を認定した者に対して、卒業証書(別記第1号様式)を授与し、専門士と称することを認める。</p> <p>第7章 授業料等</p> <p>(授業料等の額及び納付)</p> <p>第25条 学生は、条例第5条の3に規定する授業料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により徴収する料金は、授業料管理台帳(別記第3号様式)により管理する。</p>	<p>第19条 退学しようとする者は、<u>学校長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(休学及び休学の期間)</p> <p>第20条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き3月以上修学することができない者は、<u>学校長</u>の許可を得て休学することができる。</p> <p>2 疾病のため休学を願い出る者は、医師の診断書を提出しなければならない。</p> <p>3 休学期間は、1年以内とする。ただし特別の理由のある場合は、<u>学校長</u>の許可を得て、1年を限度として休学期間を延長することができる。</p> <p>4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。</p> <p>5 休学期間は、第4条第2項に規定する在学年限に算入しない。</p> <p>(復学)</p> <p>第21条 休学した者は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、<u>学校長</u>の許可を得て復学することができる。</p> <p>(除籍)</p> <p>第22条 <u>学校長</u>は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、除籍させることができる。</p> <p>(1) 第4条第2項に規定する在学年限を超えた者</p> <p>(2) 第20条第3項に規定する休学期間を超えた者</p> <p>(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者</p> <p>(4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者</p> <p>第6章 卒業等</p> <p>(卒業の要件)</p> <p>第23条 学校を卒業する為には、第4条に定める修業すべき年数に在学し、別表に定める所定の単位数を修得しなければならない。</p> <p>(卒業)</p> <p>第24条 前条に定める卒業要件を満たした者については、卒業認定会議を経て、<u>学校長</u>が卒業を認定する。</p> <p>2 <u>学校長</u>は、卒業を認定した者に対して、卒業証書(別記第1号様式)を授与し、専門士と称することを認める。</p> <p>第7章 授業料等</p> <p>(授業料等の額及び納付期限)</p> <p>第25条 学生は、条例第5条の3に規定する授業料を納めなければならない。</p>
--	---

<p>3 <u>学期の全期間にわたって休学をした場合は、当該学期分の授業料を納めることを要しない。ただし、停学中は納入しなければならない。</u></p> <p>4 <u>既納の授業料は原則として返還しない。</u></p> <p>(授業料の減免等)</p> <p><u>第26条</u> 条例第5条の4に規定する授業料、入学考査料又は入学料（以下「授業料等」という。）の納付が困難と認められる者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 当該授業料等の納付期限である日の属する月において、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者</p> <p>(2) 当該授業料等の納付期限である日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。次号において同じ。）がその者と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者</p> <p>(3) 当該授業料等の納付期限である日の属する年度分の地方税制法の規定による市町村民税を天災その他特別の事情により市町村の条例で定めるところにより免除された者と同一の世帯に属する者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として病院局長が認める者</p> <p>2 条例第5条の4の規定による授業料等の全部又は一部の免除の申請その他の手続きに関し必要な事項は、<u>校長</u>が定める。</p> <p>第8章 職員組織及び会議 (職員組織)</p> <p><u>第27条</u> 学校に置く職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>校長</u></p> <p>(2) 事務長、事務長補佐、事務職員</p> <p>(3) 副校長、教務主任、専任教員</p> <p>(4) <u>非常勤講師</u></p> <p>(5) <u>学校医</u></p> <p>(6) その他の職員</p> <p>(会議等)</p> <p><u>第28条</u> 学校の管理運営及び教育に関する会議は、<u>校長</u>が必要と認めるときこれを開催する。</p> <p>2 その他、会議に関する事項は別に定める。</p> <p>第9章 <u>学生の健康管理</u> (健康管理)</p> <p><u>第29条</u> <u>校長</u>は、常に学生の健康を良好な状態に保持</p>	<p>(授業料の徴収方法)</p> <p><u>第26条</u> 授業料については、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号)第28条により発行する納入通知書により納めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により徴収する料金は、授業料管理台帳（別記第3号様式）により管理する。</p> <p>(授業料の減免等)</p> <p><u>第27条</u> 条例第5条の4に規定する授業料、入学考査料又は入学料（以下「授業料等」という。）の納付が困難と認められる者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 当該授業料等の納付期限である日の属する月において、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者</p> <p>(2) 当該授業料等の納付期限である日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。次号において同じ。）がその者と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者</p> <p>(3) 当該授業料等の納付期限である日の属する年度分の地方税制法の規定による市町村民税を天災その他特別の事情により市町村の条例で定めるところにより免除された者と同一の世帯に属する者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として病院局長が認める者</p> <p>2 条例第5条の4の規定による授業料等の全部又は一部の免除の申請その他の手続きに関し必要な事項は、<u>学校長</u>が定める。</p> <p>第8章 職員組織及び会議 (職員組織)</p> <p><u>第28条</u> 学校に置く職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>学校長</u></p> <p>(2) 事務長、事務長補佐、事務職員</p> <p>(3) 副校長、教務主任、専任教員</p> <p>(4) <u>講師</u></p> <p>(5) その他の職員</p> <p>(会議等)</p> <p><u>第29条</u> 学校の管理運営及び教育に関する会議は、<u>学校長</u>が必要と認めるときこれを開催する。</p> <p>2 その他、会議に関する事項は別に定める。</p> <p>第9章 <u>健康管理</u> (健康管理)</p> <p><u>第30条</u> <u>学校長</u>は、常に学生の健康を良好な状態に保</p>
---	--

するよう努めるとともに、疾病の早期発見のために年1回以上の健康診断を行うものとする。
2 前項に定めるもののほか、健康管理の実施について必要な事項は、校長が別に定める。

第10章 図書管理

(図書室)

第30条 学校に図書その他の文献及び研究資料を収集保管し、教職員及び学生の閲覧に供するために図書室を置く。

2 図書室の利用及び管理の実施について必要な事項は、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第31条 校長は、学生として表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

(懲戒)

第32条 校長は、この学則若しくは細則に違反し、また学生としての本分に反する行為をした者に懲戒を加えることができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第12章 補則

(細則)

第33条 この学則の施行について必要な事項は、校長が病院局長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年病管規程第7号)

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年病管規程第10号)

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年病管規程第6号)

この規程は、公示の日から施行する。

附 則 (平成2年病管規程第7号)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年病管規程第16号)

この規程は、平成4年10月18日から施行する。

附 則 (平成6年病管規程第15号)

この規程は、公布の日から施行する。ただし、改正後の新潟県立中央病院附属看護専門学校学則第20条、新潟県立加茂病院附属看護専門学校学則第19条、新潟県立新発田病院附属看護専門学校学則第20条及び新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則19条の規定は、平成7年度に入学しようとする者から適用する。

附 則 (平成7年病管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、平成7年1月23日以後の終了者について適用する。

持するよう努めるとともに、疾病の早期発見のために年1回以上の健康診断を行うものとする。
2 前項に定めるもののほか、健康管理の実施について必要な事項は、学校長が別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第31条 学校長は、学生として表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

(懲戒)

第32条 学校長は、この学則若しくは細則に違反し、また学生としての本分に反する行為をした者に懲戒を加えることができる。

第11章 補則

(細則)

第33条 この学則の施行について必要な事項は、学校長が病院局長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年病管規程第7号)

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年病管規程第10号)

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年病管規程第6号)

この規程は、公示の日から施行する。

附 則 (平成2年病管規程第7号)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年病管規程第16号)

この規程は、平成4年10月18日から施行する。

附 則 (平成6年病管規程第15号)

この規程は、公布の日から施行する。ただし、改正後の新潟県立中央病院附属看護専門学校学則第20条、新潟県立加茂病院附属看護専門学校学則第19条、新潟県立新発田病院附属看護専門学校学則第20条及び新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則19条の規定は、平成7年度に入学しようとする者から適用する。

附 則 (平成7年病管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行し、平成7年1月23日以後の終了者について適用する。

附 則（平成 9 年病管規程第 1 号）

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 9 年 3 月 31 日に在学する者に係る休業日、教育課程及び時間数、進級又は卒業の欠格要件並びに寄宿舎については、改正後の第 7 条、第 8 条、第 12 条及び第 28 条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（平成 11 年病管規程第 2 号）

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年病管規程第 4 号）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 16 条の規定は、平成 16 年度に入学する者から適用する。

附 則（平成 16 年病管規程第 11 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年病管規程第 14 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年病管規程第 7 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 11 条の規定は、平成 18 年度に入学する者から適用する。

附 則（平成 18 年病管規程第 16 号）

この規程は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年病管規程第 1 号）

- この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 19 年 3 月 31 日に在学する者に係る 1 学年の定員は、改正後の第 3 条第 1 号の規定にかかわらず、45 人とする。
- 平成 19 年度及び平成 20 年度における学校の総定員については、改正後の第 3 条第 3 号の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

年 度	総 定 員
19 年度	130 人
20 年度	125 人

附 則（平成 21 年病管規程第 4 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年 3 月 31 日に在学する者に係る教育課程及び時間数、進級又は卒業の要件については、改正後の第 8 条、第 23 条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（平成 25 年病管規程第 4 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年 3 月 31 日に在学する者に係る教育課程及び時間数、進級又は卒業の要件については、改正後の第 8 条、第 23 条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（令和 2 年病管規程第 12 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただ

附 則（平成 9 年病管規程第 1 号）

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 9 年 3 月 31 日に在学する者に係る休業日、教育課程及び時間数、進級又は卒業の欠格要件並びに寄宿舎については、改正後の第 7 条、第 8 条、第 12 条及び第 28 条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（平成 11 年病管規程第 2 号）

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年病管規程第 4 号）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 16 条の規定は、平成 16 年度に入学する者から適用する。

附 則（平成 16 年病管規程第 11 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年病管規程第 14 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年病管規程第 7 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 11 条の規定は、平成 18 年度に入学する者から適用する。

附 則（平成 18 年病管規程第 16 号）

この規程は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年病管規程第 1 号）

- この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 19 年 3 月 31 日に在学する者に係る 1 学年の定員は、改正後の第 3 条第 1 号の規定にかかわらず、45 人とする。
- 平成 19 年度及び平成 20 年度における学校の総定員については、改正後の第 3 条第 3 号の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

年 度	総 定 員
19 年度	130 人
20 年度	125 人

附 則（平成 21 年病管規程第 4 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年 3 月 31 日に在学する者に係る教育課程及び時間数、進級又は卒業の要件については、改正後の第 8 条、第 23 条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（平成 25 年病管規程第 4 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年 3 月 31 日に在学する者に係る教育課程及び時間数、進級又は卒業の要件については、改正後の第 8 条、第 23 条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（令和 2 年病管規程第 12 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

し、令和4年3月31日に在学する者に係る教育課程及び時間数、進級又は卒業の要件については、改正後の第8条、第11条の規定にかかわらず、従前の例による。

別表（第8条、23条関係）

教育課程並びに授業科目及び単位数			
教育内容			単位
基礎分野	科学的思考の基盤	看護のための物理学	1
		生物と生命	1
		論理的思考	1
		情報科学	1
		看護情報学	1
	人間と生活、社会の理解	人間生成論	1
		人間関係論	1
		社会学	1
		地域と社会	1
		地域とふれあい学習	1
		心理学	1
		法学	1
		英語	1
	保健体育	1	
小計			14
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1
		解剖生理学Ⅱ	1
		解剖生理学Ⅲ	1
		解剖生理学Ⅳ	1
		生化学	1
	疾病の成り立ちと回復の促進	栄養学	1
		病理学	1
		病態学Ⅰ	1
		病態学Ⅱ	1
		病態学Ⅲ	1
		病態学Ⅳ	1
		病態学Ⅴ	1
		薬理学	1
		微生物学	2
	リハビリテーションと看護	1	
	健康支援と社会保障制度	医療と法	1
		公衆衛生学	2
社会福祉論		2	

別表（第8条、23条関係）

教育課程並びに授業科目及び単位数				
領域	教育内容	授業科目	単位	時間数
基礎分野	科学的思考の基盤	物理学	1	30
		論理的思考	1	30
		情報科学Ⅰ	1	15
		情報科学Ⅱ	1	15
	人間と生活、社会の理解	生活科学	1	30
		社会学	2	30
		対人関係論	1	30
		人間生成論	1	30
		心理学	1	30
		法と倫理	2	30
英語		1	30	
小計			13	300
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学	4	120
		生化学	1	30
		栄養学	1	30
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学	1	30
		病態学Ⅰ	1	30
		病態学Ⅱ	1	30
		病態学Ⅲ	1	30
		病態学Ⅳ	1	30
		病態学Ⅴ	1	15
		薬理学	1	30
	健康支援と社会保障制度	関係法規	2	30
		公衆衛生	2	30
		社会福祉	2	30
	小計			21
専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論Ⅰ	1	30
		看護学概論Ⅱ	1	30
		看護の基本技術Ⅰ	1	30
		看護の基本技術Ⅱ	1	30
		生活の援助技術Ⅰ	1	30
		生活の援助技術Ⅱ	1	30
生活の援助技術Ⅲ	1	30		

		医療と倫理	1			診療の補助技術Ⅰ	1	30
	小計		22				診療の補助技術Ⅱ	1
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1	専門分野Ⅱ	臨地実習 (基礎看護学)	臨床看護総論Ⅰ	1	30
		看護過程	1			臨床看護総論Ⅱ	1	30
		共通基本技術	1			基礎看護学実習Ⅰ	1	45
		ヘルスアセスメント	1			基礎看護学実習Ⅱ	2	90
		臨床判断	1			小計	14	465
		生活の援助技術Ⅰ	1			成人看護学	成人看護学概論	1
		生活の援助技術Ⅱ	1		成人保健		1	30
		生活の援助技術Ⅲ	1		成人臨床看護Ⅰ		1	30
		診療の補助技術Ⅰ	1		成人臨床看護Ⅱ		1	30
		診療の補助技術Ⅱ	1		成人臨床看護Ⅲ		1	30
		臨床看護総論	1		成人臨床看護技術		1	30
		臨床看護の実践Ⅰ	1		老年看護学		老年看護学概論	1
		地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論			1	老年保健	1
	地域・在宅看護Ⅰ		1	老年臨床看護Ⅰ		1	30	
	地域・在宅看護Ⅱ		1	老年臨床看護Ⅱ		1	30	
	地域・在宅看護Ⅲ		1	小児看護学	小児看護学概論	1	15	
	地域・在宅看護Ⅳ		2		小児保健	1	30	
	成人看護学	成人看護学概論	1		小児臨床看護Ⅰ	1	30	
		成人看護学Ⅰ	1	小児臨床看護Ⅱ	1	30		
		成人看護学Ⅱ	1	母性看護学	母性看護学概論	1	15	
		成人看護学Ⅲ	1		母性保健	1	30	
		成人看護学Ⅳ	2		母性臨床看護Ⅰ	1	30	
	老年看護学	老年看護学概論	1	母性臨床看護Ⅱ	1	30		
		老年看護学Ⅰ	1	精神看護学	精神看護学概論	1	15	
		老年看護学Ⅱ	1		精神保健	1	30	
		老年看護学Ⅲ	1		精神臨床看護Ⅰ	1	30	
	小児看護学	小児看護学概論	1	精神臨床看護Ⅱ	1	30		
小児看護学Ⅰ		1	臨地実習・成人看護学	成人看護学実習Ⅰ	2	90		
小児看護学Ⅱ		1		成人看護学実習Ⅱ	2	90		
小児看護学Ⅲ		1		成人看護学実習Ⅲ	2	90		
母性看護学	母性看護学概論	1	老年看護学	老年看護学実習Ⅰ	2	90		
	母性看護学Ⅰ	1		老年看護学実習Ⅱ	2	90		
	母性看護学Ⅱ	1	小児看護学	小児看護学実習	2	90		
	母性看護学Ⅲ	1		母性看護学	母性看護学実習	2	90	
精神看護学	精神看護学概論	1	精神看護学		精神看護学実習	2	90	
	精神看護学Ⅰ	1		小計	38	1305		
	精神看護学Ⅱ	1	統合看護論	在宅看護概論	1	30		
	精神看護学Ⅲ	1		在宅看護援助論Ⅰ	1	15		
看護の実践と統合	看護研究	1						
	看護管理と医療安全	1						
	災害看護と国際看護	1						

	<u>臨床看護の実践Ⅱ</u>	1
小計		44
臨地実習	<u>基礎看護学実習Ⅰ</u>	1
	<u>基礎看護学実習Ⅱ</u>	1
	<u>基礎看護学実習Ⅲ</u>	2
	<u>地域・在宅看護論実習</u>	2
	<u>成人・老年看護学実習Ⅰ</u>	2
	<u>成人・老年看護学実習Ⅱ</u>	2
	<u>成人・老年看護学実習Ⅲ</u>	2
	<u>老年看護学実習</u>	2
	<u>小児看護学実習</u>	2
	<u>母性看護学実習</u>	2
	<u>精神看護学実習</u>	2
	<u>統合実習</u>	3
小計		23
総計		103

別記第1号様式（第24条関係）

別記第3号様式（第25条関係）

分野		<u>在宅看護援助論Ⅱ</u>	1	30
		<u>在宅看護技術</u>	1	30
	看護の統合と実践	<u>看護研究Ⅰ</u>	1	30
		<u>看護研究Ⅱ</u>	1	30
		<u>統合技術</u>	1	30
		<u>看護管理</u>	1	15
		<u>医療安全</u>	1	30
		<u>災害看護</u>	1	15
		臨地実習	<u>在宅看護論実習</u>	2
		<u>統合実習</u>	2	90
	小計		14	435
	総計		100	3000

別記第1号様式（第24条関係）

第3号様式（第26条関係）